

葛巻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

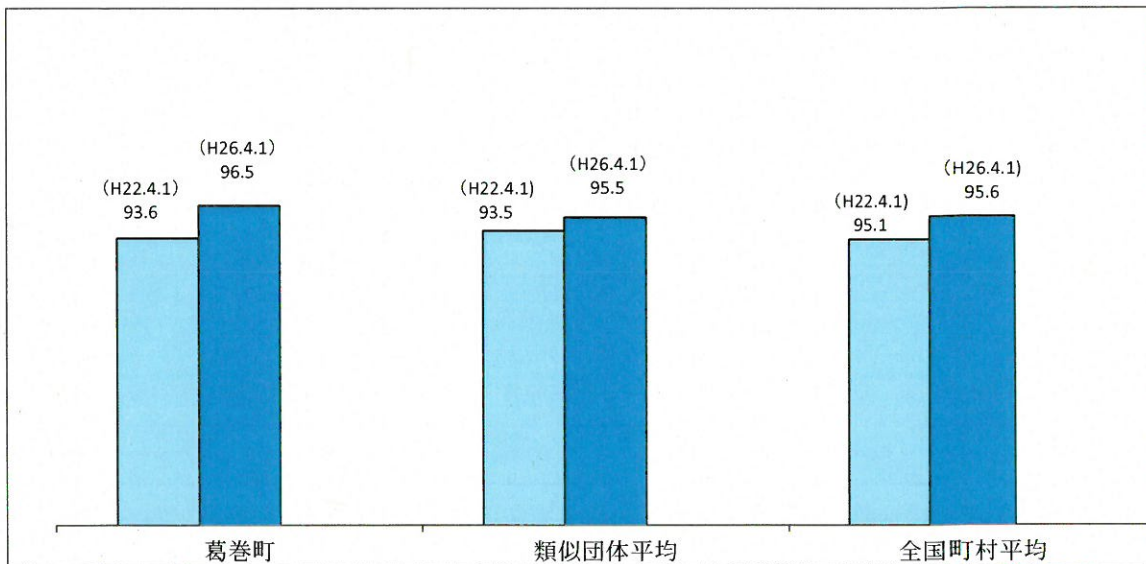
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	6,951	6,191,855	322,187	774,250	12.5	13.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人あたり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	91	318,472	138,787	108,158	565,417	6,213	5,528

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員数を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続して上昇している場合、③100を超えている場合について園理由及び改善の見込み。

①年齢構成上の変動により上昇したが、今後年齢構成が平準化され、上昇しない。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
26年度	円 409,562	円 408,472	円 1,090	% 0.27%	% 0.27%

(参考)
国の改定率
% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
26年度	円 4.1	円 4.1	円 -	月 -	月 4.1

(参考)
国の年間支給月数
月 4.1

(注) 「民間給与支給割合」は民間事業所において支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員等の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直しに取り組みとされている。

① 給与表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改正時期) 平成27年4月1日

(改正内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間の経過措置(減給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡をふまえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(実施内容) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給率1%引上げ。

(実施時期) 平成27年4月1日

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直し実施。(平成27年4月1日)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
葛巻町	39.5歳	291,701円	318,976円	342,588円
岩手県	43.9歳	332,949円	397,778円	361,678円
国	43.5歳	335,000円	408,472円	-円
類似団体	42.5歳	312,705円	356,878円	342,588円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
葛 巻 町	52.0 歳	6 人	308,700 円	323,617 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち調理員	49.8 歳	4 人	299,800 円	311,925 円	— 円	調理士	42.3 歳	229,000 円	1.4
うち自動車運転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	自動車運転手	58.3 歳	260,200 円	—
うち用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	用務員	57.3 歳	191,800 円	—
岩 手 県	50.2 歳	300 人	324,410 円	359,079 円	344,407 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	326,611 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	50.5 歳	4 人	302,792 円	324,784 円	317,377 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
葛 巻 町	5,139,696	—	—
うち調理員	5,113,427	3,101,500	1.65
うち自動車運転手	*	3,454,700	—
うち用務員	*	2,611,800	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23年～25年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
葛 巻 町	医療(一) (医師)	62.1 歳	546,800 円	1,547,846 円
	医療(二) (医療技術職)	46.9 歳	344,571 円	348,677 円
	医療(三) (看護師等)	44.7 歳	321,331 円	335,642 円
岩 手 県	医療(一) (医師)	— 歳	— 円	— 円
	医療(二) (医療技術職)	— 歳	— 円	— 円
	医療(三) (看護師等)	— 歳	— 円	— 円
国	医療(一) (医師)	50.4 歳	489,213 円	815,422 円
	医療(二) (医療技術職)	— 歳	— 円	— 円
	医療(三) (看護師等)	46.3 歳	315,397 円	345,048 円
類 似 団 体	医療(一) (医師)	50.3 歳	840,850 円	1,532,353 円
	医療(二) (医療技術職)	— 歳	— 円	— 円
	医療(三) (看護師等)	42.7 歳	308,124 円	347,303 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		葛巻町	岩手県	国
一般行政職	大学卒	163,600円	172,200円	172,200円
	高校卒	142,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	139,500円	137,200円	-円
	中学卒	-円	129,200円	-円
医療職（二） （医療技術職）	大学卒	180,300円	-円	-円
	短大卒	169,100円	-円	-円
医療職（三） （看護師等）	大学卒	200,600円	-円	-円
	短大3卒	191,300円	-円	-円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

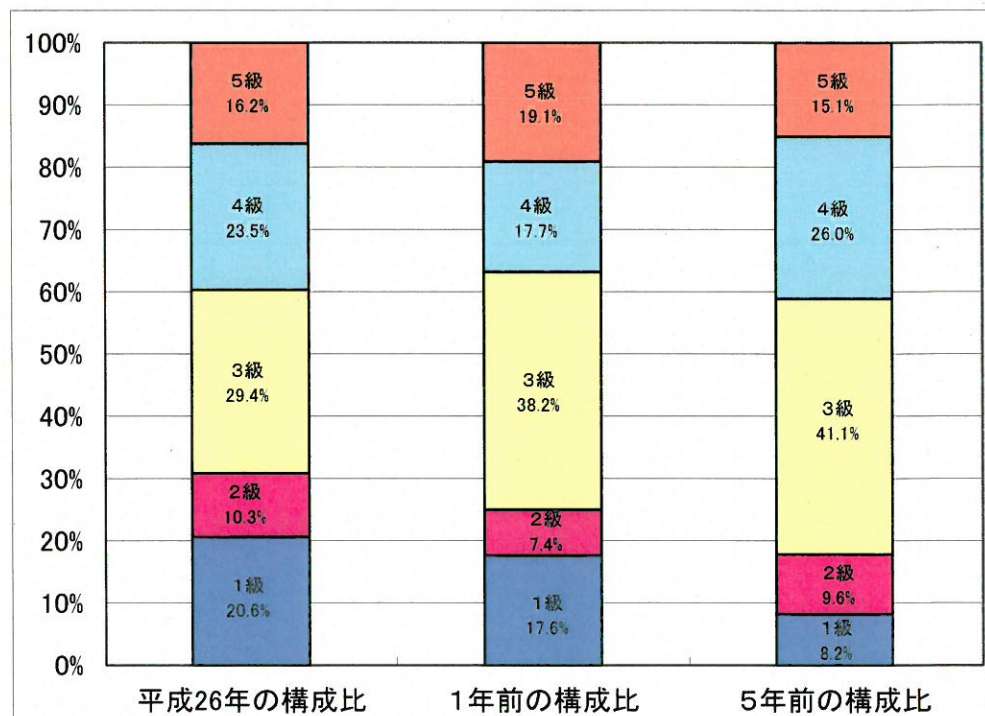
区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	280,200円	306,600円	335,500円
	高校卒	251,900円	287,900円	311,100円
技能労務職	高校卒	-円	-円	276,700円
	中学卒	-円	-円	-円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、技師補、主事、技師	14	20.6	137,600	244,900
2級	主任主事	7	10.3	187,700	301,900
3級	主任、主任技師、主査、係長	20	29.4	223,900	347,700
4級	主任主査、副主幹、室長	16	23.5	258,300	378,700
5級	主幹、課長	11	16.2	285,000	390,700

- (注) 1 葛巻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葛 巻 町	岩 手 県	国
一人当たり平均支給額（25年度） 1,313 千円	一人当たり平均支給額（25年度） 1,630 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分 (-) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 10～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

--

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

葛 巻 町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 25.5625 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 34.5825 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 49.59 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 49.59 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別昇給(2%～20%加算) 退職時特別昇給(勤奨退職4～12号給昇給)	その他の加算措置 定年前早期退職特別昇給(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円 23,181 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（25年度決算）		3,477 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		1,158,978 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	15 %	3 人	14 %

※該当者が1名のため、個人が特定される恐れがあるため公表を控える

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	36,690 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	748,779 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	34.02 %	
手当の種類（手当数）	13	
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	伝染病防疫作業に従事したとき	作業1日につき400円
用地買収交渉手当	用地買収のための交渉業務に従事したとき	勤務1日につき200円
危険手当	精神保険法第29条第1項による入院措置を要するような精神障害者の護送若しくは訪問して行う相談及び指導の業務に従事したとき。狂犬病予防法の規定による犬の引取若しくは捕獲作業に従事したとき	勤務1日につき200円
有害手当	人体に有害なガスの発生を伴う作業又は特に危険性を有する薬品を取り扱う作業に従事したとき	作業1日につき200円
児童保育業務手当	保育所に勤務し保育業務に従事する保育士	給料月額の2/100
医学研究手当	病院に勤務する医師	勤務1月につき 院長 70万円 副院長 50万円 科長 40万円
手術手当	葛巻町国民健康保険直営診療施設利用料条例第2条第1項第1号本文の規定に基づき定められる手術料、麻酔料又はギブス料の算定の基礎となった所定点数が内科、小児科については20点、外科、婦人科及び歯科については30点以上の医療行為に関与した職員	診療点数の3/100
死体処理手当	死体の処置作業に従事した職員	診療点数に10円を乗じた額
麻薬管理者手当	病院に勤務する麻薬管理者	勤務1月につき3,000円
病理細菌取扱手当	病院に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師	給料月額8/100
放射線取扱手当	透視診断に従事した医師及び医師を介助した看護師、准看護師等及び診療放射線技師	給料月額8/100
薬学研究手当	病院に勤務する薬剤師	給料月額8/100
リハビリテーション手当	病院に勤務する理学療法士及び作業療法士	勤務1月につき6,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	24,697 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	240 千円
支給実績（24年度決算）	28,305 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	244 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,500円 子二人まで 月額6,000円 その他 月額5,000円 (特定扶養加算有)	同	—	15,671 千円	208,953 円
住居手当	家賃12,000円以上 月額限度額27,000円 新築5年未満 月額3,000円	異	国：月額2,500円	4,407 千円	231,921 円
通勤手当	片道2km以上 交通機関(限度額28,800円) 交通用具(限度額16,200円)	異	交通用具の距離区分及び支給額	7,048 千円	77,449 円
管理職手当	管理職 給料月額9/100	異	国：俸給の特別調整額として支給	7,426 千円	530,451 円
寒冷地手当	11月～3月支給 扶養有世帯主 17,800円 扶養無世帯主 10,200円	同	—	8,121 千円	56,393 円
休日勤務手当	休日に正規の勤務した場合 時間給の135/100	同	国：時間給の算定に初任給調整手当等を含まない	1,109 千円	33,619 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として夜間に勤務した場合 時間給の25/100	同	—	2,368 千円	98,649 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 22,500円 医師以外の病院職員 7,200円	異	国：医師 20,000円 医師外 4,200円	8,539 千円	502,306 円
初任給調整手当	医師として新たに採用された職員 月額 307,900円以下を一定期間支給	同	—	6,199 千円	3,099,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は休日に勤務した場合 1日につき 4,000円	異	国：1日につき 4,000～18,000円	— 千円	— 円
単身赴任手当	異動等に伴いやむを得ず配偶者と別居することになった職員 月額23,000円 (通勤距離により加算有)	同	国：23,000円+加算額	276 千円	276,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分		給料 月額等		
給料	市区町村長	675,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 363,200 円	
	副町長	550,000 円	670,100 円 / 365,000 円	
報酬	議長	253,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	副議長	203,000 円	285,000 円 / 168,100 円	
	議員	188,000 円	263,000 円 / 135,800 円	
期末手当	市区町村長	(26年度支給割合)		
	副町長	3.10	月分	
退職手当	議長	(26年度支給割合)		
	副議長 議員	3.10	月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×40.39/100×在職月数	13,086千円	任期ごと
備考		給料月額×23.28/100×在職月数	6,145千円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

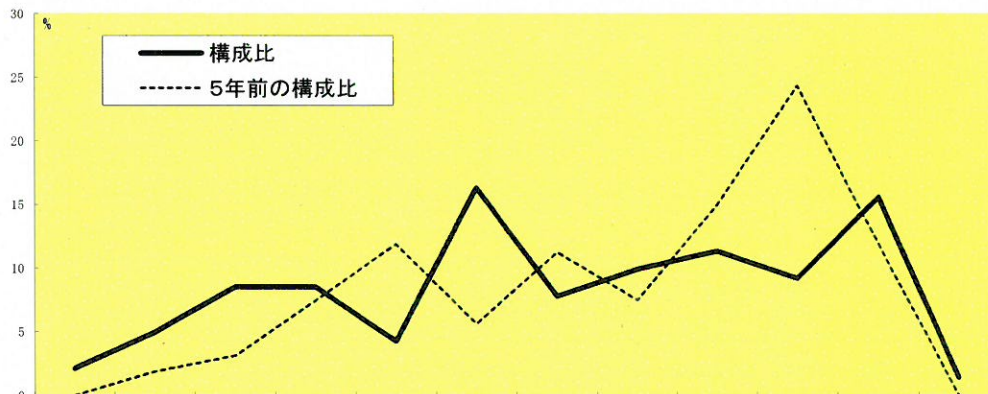
(各年4月1日現在)

分 区	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成25年	平成26年			
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	27	27	0	
	税 務	4	4	0	
	民 生	23	23	0	
	衛 生	8	8	0	
一般行政部門	農林水産	9	9	0	
	商 工	1	1	0	
	土 木	6	6	0	
	計	80	80	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数 115.1人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数123.64人)
	教育部門	10	10	0	
	小 計	90	90	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数 129.5人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数150.99人)
公営企業等部門	病 院	45	45	0	
	水 道	2	2	0	
	下 水 道	0	0	0	
	そ の 他	4	4	0	
	小 計	51	51	0	
	合 計	141 [157]	141 [157]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 202.8人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長含む)である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	

区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	3人	7人	12人	12人	6人	23人	11人	14人	16人	13人	22人	2人	141人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成21年4月1日～平成26年4月1日における定員管理の数値目標

平成21年4月1日 職員数	平成26年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 156	人 141	人 15	% 9.6

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門		21年	22年	23年	24年	25年	26年	21～26年 計
一般行政	職員数	88	82	80	80	80	80	－
	増減		-6	-2				△ 8
特別行政 (教育部門)	職員数	18	18	16	14	10	10	－
	増減			-2	-2	-4		△ 8
公営企業 等会計	職員数	50	49	53	51	51	51	－
	増減		-1	4	-2			1
計	職員数	156	149	149	145	141	141	－
	増減		-7		-4	-4		△ 15

（注） 増減は、各年の欄にあっては対前年度比の職員増減数を、計の欄にあっては計平成21年度以降現年までの職員増減数の累計を示す。